

令和 7 年度

国道 139 号西富士道路新 I C 詳細設計業務委託

特記仕様書

富士市 建設部 建設総務課

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 本特記仕様書は、国道 139 号西富士道路新 I C 詳細設計業務委託に適用する特記事項を示すものである。

(目 的)

第 2 条 国道 139 号西富士道路は、広域連携軸を担う基幹インフラとしての役割を担っているが、広見 I C から小泉若宮交差点間の約 5.2 km 区間はアクセスコントロールされていることから、広域的な連携・交流を促進する施策として、平成 31 年に県が策定した「岳南都市圏都市交通マスタープラン」にて、西富士道路の新 I C 設置が位置付けられた。

令和 2・3 年度には、国・県・市の関係者が一堂に会する「西富士道路新 I C 設置推進部会」において、新 I C 設置の必要性を整理し、費用便益比 (B/C) の算出による事業の妥当性ととも、様々なストック効果が伺えることを確認した。

新 I C は、地元や産業界から地域交通課題の解決や産業経済活動の推進を図ることができる施策として強く期待されており、本市としても、都市活力を高める新 I C の早期実現を図るため、関係機関との協議を進め令和 6 年度には新 I C 予備検討を実施している。

本業務では、構造物等の計画区間において地質調査を実施し、擁壁や函渠の詳細設計を実施するとともに、検討課題となる交通安全対策、施工計画、標識適正化委員会開催を含む西富士道路や周辺道路の道路標識について検討・設計を実施する。

また、詳細設計と並行して、地元等の合意形成を図る必要があることから、本業務において、地元等協議を実施する。

これらの状況を踏まえ、本業務では、新 I C 設置における継続協議事項や課題を早急に検討し、これらを解決した上で詳細設計を実施し、工事発注に必要となる設計図書を作成することを目的とする。

(調査範囲)

第 3 条 本業務の調査範囲は、別紙に示す富士市久沢地先とする。

(適用基準等)

第 4 条 仕様は本仕様のほか、静岡県業務委託共通仕様書に準じ、公共測量作業規程、静岡県土木工事共通仕様書、土木工事数量算出要領、富士市が管理する市道の技術的基準を定める条例、道路橋示方書・同解説、河川管理施設等構造令、国土交通省策定の道路設計要領等を参考にするものとする。

(疑 義)

第 5 条 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、富士市 (以

下「甲」という)と受託者(以下「乙」という。)が協議し、甲の指示を受けるものとする。

(業務代理人)

第6条 本業務を遂行するに当たって、乙は業務代理人を定め、甲に通知しなければならない。業務代理人は、地質作業が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

(主任技術者)

第7条 本業務を遂行するに当たって、乙は甲の意図及び目的を十分理解した上で、経験のある主任技術者を定め、甲に通知しなければならない。また、主任技術者は技術士(総合技術監理部門:建設-土質及び基礎又は応用理学-地質)、技術士(建設部門:土質及び基礎又は応用理学部門:地質)、RCCM(地質又は土質及び基礎)、地質調査技士、国土交通省登録技術者資格(施設分野-地質・土質)を有する技術者でなければならない。

(管理技術者)

第8条 本業務を遂行するに当たって、乙は甲の意図及び目的を十分に理解した上で、経験のある管理技術者を定め、甲に通知しなければならない。また、IC設計に精通し豊富な実務経験を有した技術士(総合技術監理部門:道路又は建設部門:道路)又はRCCM(道路)の資格を有する技術者でなければならない。

(照査技術者及び照査の実施)

第9条 本業務を遂行するに当たって、乙は照査技術者を定め、甲に通知しなければならない。また、照査技術者は、IC設計に精通し豊富な実務経験を有した技術士(総合技術監理部門:道路又は建設部門:道路)又はRCCM(道路)の資格等を有する技術者でなければならない。

照査技術者は、業務計画書に本仕様書第17条の各過程における照査に関する事項を定め、これに従って業務の成果の確認を行うとともに、乙の責において照査技術者自身による照査を行うものとする。

(提出書類)

第10条 乙は、本業務の実施にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務代理人等通知書
- (4) 業務計画書

(貸与資料)

第11条 甲は、本業務実施にあたり関係資料等を貸与するものとする。

なお乙は、甲により貸与される関係資料等についてその重要性を認識し、取り扱い及び保管を慎重に行わなければならない。

(守秘義務)

第12条 乙は、本業務の遂行中及び業務完了後、業務により知り得たすべての事項について、甲の承認を受けずに、公表、貸与又は使用してはならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、本業務実施中に生じた諸事故に対しては、その責任を負い、乙の責任においてその一切の処理をするものとする。

(打合せ・協議)

第14条 本業務の実施にあたっては、甲と十分な打合せ・協議を行いながら進めるものとする。

(検 査)

第15条 乙は、全工程完了後、甲に業務完了届とともに成果品を提出し、甲の完了検査を受け、検査の合格をもって業務を完了するものとする。

(成果品の帰属)

第16条 本業務の成果品はすべて甲の帰属とし、乙は甲の許可なく成果品等を公表または貸与してはならない。

(情報共有システム)

第17条 本業務は、情報共有システムの利用対象業務委託である。利用に要する費用は、受注者の負担によるものとする。また、利用する場合の運用については、富士市における情報共有システム活用要領、手引きに基づき実施すること。

(歩掛・設計単価)

第18条 本設計書においては、歩掛は令和7年度版、設計単価は令和8年3月を適用する。

(履行期間)

第19条 本業務における履行期間は契約日の翌日から令和9年3月26日とする。

第 2 章 業務内容

(業務内容)

第 20 条 業務内容は、以下の通りとする。

【地質調査業務】

本市で計画する新 I C 設置箇所について、地質調査を以下のとおり実施する。

1. 機械ボーリング

「地質・土質調査業務共通仕様書」に基づき実施するものとし、その他以下の項目に留意し、実施するものとする。

(1) 調査位置、機械ボーリング孔径及び掘進長は別紙「調査項目数量表」を基本とするが詳細な実施位置、掘止深度等については、調査開始前に監督職員の確認を受けるものとする。なお、実施位置での数量について、差違等が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

(2) 各調査地点の作業前、作業中及び作業終了後の現場状況を写真撮影し、報告書と共に提出するものとする。

(3) 業務実施時の安全確保のために注意喚起等の明示を行うものとする。また、現場不在時においては、関係者以外の立入りを規制する等の対処を行うものとする。

(4) 受注者は、原則として作業着手時及び終了時に、監督職員に連絡するものとする。また、掘削途中において状況の変化が発生した等の場合、必要に応じて連絡するものとする。

(5) 現地調査後及び掘削後において、新たに調査を実施する必要が生じた場合については、別途監督職員と協議するものとする。

(6) 孔壁の崩壊する恐れがある場合は、泥水又はケーシングパイプにより崩壊を防止する。ただし、乱さない試料の採取又は標準貫入試験、孔内水平載荷試験を行う場合は、ケーシングパイプの下端を採取位置もしくは試験位置より 1m 以上離して止めるものとする。

(7) ノンコアボーリングの場合は、「共仕」第 20 4 条 (3) (4) を適用除外とする。

2. サウンディング

(1) 標準貫入試験

「共仕」第 4 章第 1 節に基づき実施するものとし、その他以下の項目に留意し、実施するものとする。

1) 試験回数は、別紙「調査項目数量表」を基本とするが、調査数量の変更が生じた場合は、別途、監督職員と協議するものとする。

2) サンプラーの内容物は、室内土質試験に利用することを予定している。細粒分等の流出に配慮し、内容物を保存し監督職員に提出すること。

3) サンプラーの内容物は、コア箱等にに入れて、掘進長とコアの内容が分かるように、写真撮影し、報告書と共に監督職員に提出するものとする。

3. 室内土質試験

(1) 採取した試料について、室内土質試験を行う。室内土質試験は各地質の層ごとに行

うこととし、別紙「調査項目数量表」の数量を基本とする。

(2) 試験数量の変更が生じた場合は、別途監督職員と協議するものとする。また、土質試験を行う試験所は、JIS 又は JGS に規定する試験が適切に実施できる設備及び技術者を備え、かつ採取した試料を良好に保管できる設備を有する施設とし、あらかじめ監督職員に所在地、技術者名簿及び試験実績等の資料を提出して承諾を受けるものとする。

4. 解析等調査（既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ、断面図等の作成、総合解析とりまとめ）

「共仕」第6章 解析等調査業務の他、以下の項目に基づき実施するものとし、本業務及び既存資料から得られる結果を基に資料をとりまとめるものとする。

(1) 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、業務計画書を作成するものとする。

5. 運搬費

運搬方法については「間接調査費数量表」に示すとおり、想定している。

6. 足場仮設

足場仮設は「間接調査費数量表」に示すとおり、想定している。

7. 安全費

環境保全（仮囲い）は「間接調査費数量表」に示すとおり、想定している

8. 準備及び跡片付け

資機材の準備・保管、ボーリング地点の整地・跡片付け、占用許可及び申請手続き、位置出し測量を含むものとする。

9. 調査孔閉塞

機械ボーリングを実施完了後、孔内を砂等で埋め戻すこと。なお、埋め戻し箇所は「間接調査費数量表」に示すとおり、想定している。受注者は調査孔の閉塞方法の詳細を業務計画書に記載し、監督職員の確認を受けることとする。また、これにより難しい場合は、別途監督職員と協議するものとする。

10. 給水費

現場状況等により、「間接調査費数量表」に示す以外に、給水の必要が生じた場合には、別途監督職員と協議するものとする。なお、本業務については、水源までの距離が20m未満を想定している。

11. 打合せ

打合せ協議の実施回数は3回を基本とするが、必要に応じて適宜実施するものとする。

【設計業務】

1. 交差点設計

(1) 平面交差点設計

ONランプが県道一色久沢線に接続する交差点について予備設計は完了しているが、これまでの協議結果等に合わせた見直しや交通安全対策を考慮した詳細な構造を検討する必要がある。見直しや検討を実施した後に関係機関との協議を行い、ONランプの平面交

差点の詳細設計（暫定形、完成形）を実施する。

(2) ダイヤモンド型 I C（ハーフランプ型）設計

ダイヤモンド型 I C（ハーフランプ型）となる新 I C について予備設計に基づいた詳細設計 1 箇所を実施する。

2. 一般構造物設計

(1) 箱型函渠

O N ランプが分断する調整池について、分断された調整池を連結するための箱型函渠 1 箇所の詳細設計を実施する。

(2) 門型ラーメン

西富士道路下に現存する箱型函渠が新 I C ランプの追加により拡幅する必要があることから、拡幅設計を 2 箇所実施する。設計にあたっては、西富士道路や周辺市道への施工影響を考慮した拡幅構造を検討し、関係機関と協議を行い、採用となった拡幅構造で詳細設計を実施する。なお、予備設計では、施工性や経済性等を考慮し、門型ラーメン 2 箇所（O N ランプ、O F F ランプ）を採用している。また、拡幅構造については、耐震設計が必要となるため、地震時 L 2 解析（応答変位法）による照査も実施する。

(3) 擁壁

ランプ区間に必要となる以下の擁壁の詳細設計を実施する。

1) O N ランプ

- ・逆 T 式擁壁 基本構造物：調整池内 1 箇所（予備設計あり）
延長による箇所数 L=80m 未満
- ・逆 T 式擁壁 基本構造物：箱型函渠継足し部 1 箇所（予備設計あり）
- ・軽量盛土併用擁壁（重力式擁壁）基本構造物：一般部 1 箇所（予備設計あり）

2) O F F ランプ

- ・逆 T 式擁壁 基本構造物：O F F ランプ部 1 箇所・箱型函渠継足し部 1 箇所（予備設計あり）
- ・切土補強土 基本構造物：一般部 1 箇所（予備設計あり：パンウォール工法）
- ・軽量盛土併用擁壁（重力式擁壁）基本構造物：一般部 1 箇所（予備設計あり）
- ・重力式擁壁 基本構造物：調整池内 1 箇所（予備設計なし）
- ・大型ブロック積擁壁 基本構造物：調整池内 1 箇所（予備設計なし）

3. 付属物設計

(1) 照明施設

道路照明計画を実施し、関係機関と協議結果に基づいた以下の詳細設計を実施する。

1) 交差点照明（O N ランプ交差点、O F F ランプ交差点）2 箇所

(2) 道路標識

西富士道路及び周辺道路における道路標識の配置計画を検討する。

4. 施工計画検討

施工中における西富士道路本線交通及び現道交通（市道等）への施工影響を最小限とする施工方法を立案し、関係機関協議を実施する。

5. 仮設構造物設計

擁壁計画箇所において、西富士道路への掘削影響を低減するため、仮土留工の詳細設計を実施する。なお、仮土留工設計は、以下を想定している。

- ・仮土留工 基本構造物：ONランプ箱型函渠継足し部1基（アンカー式2段）
- ・仮土留工 類似構造物：OFFランプ箱型函渠継足し部1基（アンカー式2段）

6. BIM/CIMの活用

新ICは、現在供用中の新東名高速道路の高架橋下に建設され、県道一色久沢線や国道139号西富士道路、ランプの3層構造となり、複雑なICとなることから、2次元ではIC完成イメージの表現が困難である。

また、新IC計画箇所には、新東名高速道路の高架橋が整備されており、ランプと橋脚との離隔、ランプと上部工との建築限界を確実に確保する必要があり、3次元の要素を取り込んで計画・設計・検討をする。

このため、新ICについては、関係者の理解促進や上部工や橋脚との建築限界や離隔確認のため、以下の仕様の完成形状の3次元モデルを作成するものとする。

「3次元モデルの仕様（想定）」

- (1) 活用内容：IC完成形状の確認と情報の共有
- (2) モデル作成範囲：県道一色久沢線～国道139号西富士道路間のON・OFFランプ（接続する県道の平面交差点やON・OFFランプ分合流部を含む）
- (3) 地形モデル種類：サーフェス
- (4) 土工形状モデル種類：サーフェス
- (5) 構造物モデル種類：サーフェス
- (6) 統合モデル種類：サーフェス
- (7) (3)～(6)の詳細度：200～300程度（構造形式～主構造形状がわかる程度）
- (8) 属性情報：構造形式や主構造程度の属性を付与する。
- (9) オブジェクト分類名：道路構造物の分類のみ入力する。

7. 打合せ

打合せ協議の実施回数は5回を基本とするが、必要に応じて適宜実施するものとする。なお、関係機関との設計協議等についても（国・県・NEXCO（設計協議）、警察（公安協議）／各1回）予定しており、関係機関との協議資料作成についても本業務にて実施する。また、地元への説明資料作成も本業務にて実施する。

第3章 納入成果品

(納入成果品)

第21条 本業務の成果品は次の通りとする。なお、3次元モデルについては、「BIM/CIMモデル等電子納品要領（案）及び同解説（令和4年3月）」、「土木設計業務等の電子納品要領（令和6年3月）」および「CIM事業における成果品作成の手引き（案）（令和元年5月）」に従い、他の成果品とあわせて納品する。

地質調査成果報告書・・・報告書：1部（A4ファイル綴じ）

設計成果報告書・・・・・・報告書：2部（A4ファイル綴じ）

上記電子データ・・・・・・報告書：1枚（CD-R）